

4医対第 426 号
令和 4 年 7 月 21 日

医療機関管理者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナの感染拡大に伴う地域の医療機関での対応の強化について（依頼）
（高齢者施設等での健康観察・診療等への協力、院内感染発生時の対応等）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、6月下旬以降、再び、新型コロナウイルス感染症の感染拡大局面に入り、7月20日には、過去最多となる1,964名の陽性者が確認されています。病床フェーズを感染者急増時のフェーズ（最大確保病床360床）に引き上げ、早期の運用開始に向けて、各入院受入医療機関との調整を進めているものの、現下の県内の医療提供体制は極めて厳しい状況にあります。

については、更なる感染拡大が続いた場合においても、引き続き、医療提供体制を確保できるよう、全ての医療機関に対し、次のとおり御協力をお願いしたいので、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 高齢者施設等での健康観察・診療等への協力

現在、感染が急拡大する中、多くの高齢者施設・障がい者施設等において、コロナの陽性が確認された後も、介護サービス等の提供を受けながら、引き続き、施設内において療養を行う方（施設内療養者）が増加しており、施設内療養者に対し、迅速かつ適切な健康観察・診療等を実施することは、極めて重要となっています。

については、高齢者施設等の嘱託医をはじめ協力医療機関等の先生方におかれては、クラスター等が発生した施設から相談がございましたら、施設内療養者に対する健康観察・診療等の実施について、格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、コロナ患者の予後改善及び医療提供体制の確保の観点からは、経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ、パキロビッドパック）など治療薬の早期投与が効果的であると考えられます。現在、初診からのオンライン診療による診断や処方も特例的に認められておりますので、施設内療養者に対して、治療薬の投与が必要と判断された場合には、適宜御使用くださいますよう、強くお願い申し上げます。

2 院内感染によりクラスター等が発生した医療機関等における対応等

現在、県では、病床フェーズを感染者急増時のフェーズに引き上げ、コロナ病床を最大360床確保しておりますが、院内感染によりクラスターが発生した場合、当該医療機関の全てのコロナ患者をコロナ病床で受け入れるとすれば、一気に医療逼迫を招くことが予想されます。

厚生労働省の通知では、「オミクロン株の特性を踏まえると、クラスターが発生した医療機関が、コロナ患者受入医療機関でない場合であっても、入院の原因となった疾患での当該医療機関での治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されたい。」（令和4年7月5日付

け事務連絡)とされており、本県においても、引き続き、院内感染が発生した医療機関において治療を続ける体制を取っていただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、コロナ患者入院受入医療機関でない医療機関内での療養継続の際には、別途、財政支援措置もございますので、愛媛県医療対策課に御相談いただきますようお願いいたします。

また、かかりつけの患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できることが望ましいと考えられることから、厚生労働省通知「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」(令和4年6月20日付け事務連絡)の内容も踏まえ、各医療機関での取組の強化を図っていただきますよう、併せてお願いいたします。

3 感染対策に係る研修動画について

県では、公益社団法人愛媛県看護協会の御協力のもと、個人防護服の着脱やコロナ患者発生時のゾーニング方法など、高齢者施設等における感染対策に係る動画を作成しております。研修等において御活用いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

※研修動画 URL https://www.pref.ehime.jp/h25500/cluster_taisaku.html

【厚生労働省事務連絡等】

- 令和4年7月5日付け
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡
「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf>
- 令和4年6月20日付け
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡
「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000953531.pdf>
- 令和4年5月9日付け
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 参考資料
「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第7.2版」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000936623.pdf>
- 令和3年11月22日付け
日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版」
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf

< 担 当 >

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

TEL:089-912-2445 FAX:089-921-8004

E-mail:iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

【高齢者施設等での健康観察・診療等への協力】

医療政策 G 石川

【院内感染によりクラスター等が発生した医療機関等における対応等】

救急・災害医療 G 久保、医療政策 G 杉野